

「城北公園 Park-PFI 事業に関する説明会（大岩本町一区・大岩宮下町町内会）」回答書

令和3年7月28日

静岡市都市局都市計画部緑地政策課

Q1	指定管理者制度では最終的に市が責任を負うが、今回のように民設民営となった場合でも、市は責任を負い対応するのか。また、市から事業者に対して指導や規制をすることは可能なのか。可能な場合には法的根拠はあるのか。	A1	<p>当事業により設置する飲食施設等の施設は、都市公園法第5条に基づく「公園管理者以外の者の公園施設の設置に関する許可」に該当しますので、公園管理者である市は監督責任を負うこととなります。</p> <p>その法的根拠として、静岡市都市公園条例第23条に基づく監督処分が定められていますので、事業者が許可条件に違反した場合は、指導や規制はもとより、許可の取り消し等も行います。</p>
Q2	事業者の使用料はいくらか。	A2	年間約250万円となります。
Q3	再整備後は人などの動きや集まり方が変わり、こどもの連れ去りなどの面を心配しているが、防犯面の対策をどのように考えているのか。	A3	<p>事業者から事業区域内への防犯カメラ設置の提案を頂いております。</p> <p>また、事業者が定期的に公園内を巡回するなどの防犯対策の提案も併せていただいておりますので、引き続き事業者と協議し、必要な防犯対策を検討していきます。</p>
Q4	駐車場はどのように管理するのか。また、夜間のスケボーやボール遊びなどの騒音や治安が心配だが、夜間は駐車場をどのように運用するのか。夜間は駐車場を閉鎖するのでしょうか。	A4	<p>駐車場は、出入り口にゲート及び出庫注意灯を設置することによる機械式管理を採用します。</p> <p>また、駐車場の夜間運用時には、24時間緊急対応体制を整えることで、騒音対応や治安維持に努めるとともに、災害・事故等への迅速な対応をしていきます。</p>
Q5	飲食施設や北側駐車場への車の出入りや右折入出庫などへの安全対策はどのようにするのか。また、飲食施設ができる事で渋滞が懸念されるが、どのような対策を講じるのか。	A5	<p>飲食施設や駐車場への車の出入りの安全対策については、警察と協議を実施し、警察の指導のもと適切に対応していきます。</p> <p>また、渋滞対策については、交通誘導員を配置し、入場規制等による入店管理を実施します。</p>
Q6	再整備によりグラウンドは狭くなったり使えなくなったりするのか。また、今後もボール遊びはできるのか。	A6	<p>再整備により、グラウンドが狭くなり使えなくなることはありません。</p> <p>また、安心してボール遊びができるよう、駐車場とグラウンドの間には柵や植栽等の設置をし、グラウンド外へボールが飛び出ないような措置をとる予定です。</p>

Q7	20年間営業をした後はどうなるのか。	A7	20年間の営業終了後は、事業者が飲食施設等を撤去し、返還することになります。また、事業実施状況に特段の問題がない場合、事業者との協議により事業期間を更新する場合もあります。
Q8	ドライブスルーは商業ベースの営業形態であり公園とは相容れないと思うが、ドライブスルーは必要なのか。バスの運行へ影響を与えないか。シミュレーションはしたのか。また、カフェと図書館の間に車路ができ、横断の際に危険が生じると考えるが、どのような対策をするのか。	A8	<p>ドライブスルーなどからもたらされる施設の収益は、全て事業者に入るわけではなく、収益の一部は公園施設の整備・改修や日常的な維持管理費に使われることとなりますので、ドライブスルーは必要な施設と考えています。</p> <p>バス運行への影響については、交通整理人による入場規制等により回避できるものと考えていますので、シミュレーションはしていません。</p> <p>また、カフェと図書館との車路横断時の危険性回避については、横断注意看板や車路への徐行案内のほか、必要に応じて警備員配置により対応していく予定です。</p>
Q9	東町大岩線（公園北側道路）を活用して、路上駐車制限の拡大やパーキングチケットの導入はできないのか。	A9	<p>現在、城北公園には駐車場がないため、公園利用者が多くなる土日に限り、警察の特別な協力により路上駐車を開放していただいている状況です。路上駐車制限の拡大について警察と協議しましたが、平日への拡大はできないとの回答をいただいています。</p> <p>また、パーキングチケットについても警察と協議しましたが、現在はコインパーキングなどの民間駐車場の整備が進み、全国的にも新設はしていないことから、東町大岩線にも新設することはできないとの回答をいただいています。</p>
Q10	カフェの営業時間は何時から何時までか。	A10	最大の営業時間は7時から 23 時を予定していますが、今後事業者との協議により営業時間は決定します。
Q11	城北公園の維持管理費は増えているのか、それとも市の予算が減っているのか。また、樹木の維持管理費 3,000 万円は本当に捻出できないのか。	A11	<p>市の公園に係る維持管理予算は横ばいで推移しているものの、城北公園の維持管理費は近年増えており、清掃・剪定除草回数を減らすなどして対応していますが、これ以上の経費削減は厳しい状況を迎えています。</p> <p>そのため、最低限の樹木の維持管理費に係る 3,000 万円の捻出が限度であると考えています。</p> <p>（市の維持管理に関する年間予算総額約 8 億円、城北公園に係る年間維持管理費約 4 千万円）</p>

Q12	市と事業者はどのように協議を進めているのか。また協議する事業者は代表法人なのか。	A12	現在、これまでいただいた市民の皆さまのご意見を踏まえながら、代表法人であるフジ都市開発株式会社を中心とした提案グループと継続的に協議を実施しております。
Q13	事業者の管理エリアはどこまでか。	A13	事業者が設置する飲食施設や子育て支援施設のほか、新たに整備した駐車場や園路、また事業区域内の樹木などについても民間事業者が管理することとなります。
Q14	アソビコム（子育て支援施設）はどのような施設なのか。	A14	地域における子育てや教育、コミュニティの形成など「親と子ども」の「育ち」をサポートする場となり、豊かな遊び・育ちを生み出す有料の全天候型屋内施設となります。 具体的には、時間制あそび提供サービス、ワークショップ、イベント、コンサートを実施する予定となっています。
Q15	運営の継続が困難となった場合、事業者が入れ替わることはあるのか。また、入れ替わる事業者がいない場合はどのような対応を行うのか。	A15	事業期間内に運営の継続が困難になった場合には、都市公園法第5条の8に基づき、別の事業者が事業を承継するか、事業者の負担により飲食施設等の施設を撤去し、返還していただくこととなります。
Q16	豊かな緑が城北公園の魅力と考えるが、お金のために緑を潰してまで整備は必要か。	A16	本市としても、豊かな緑は城北公園の魅力の一つであると考えていますので、貴重な大木などは活かしつつ、適切な生育環境を整えることで、これまで以上に樹木の価値が高まると考えています。
Q17	市民ワークショップはどのような方が参加したのか。またどのように実施したのか。	A17	平成28年に、一般公募及び各区の自治会連合会より選出頂いた20歳代から70歳代の約25人で実施しています。「こんな公園あったらいいな」をテーマに公園の良い所・悪い所、公園に欲しい施設、こんな公園にしたい、参加者がよく利用する又は近隣の公園（城北公園、駿府城公園、大浜公園、秋葉山公園）の将来像を考えるなど3回にわたって実施しています。
Q18	社会実験のキッチンカーの反響はどうだったのか。	A18	キッチンカーによる社会実験では、公園利用者には肯定的に受け止められ好評でしたが、出店者からは採算性に不安があるという意見をいただいております。現在は、コロナ禍によりキッチンカー出店者が出店場所を求めて月に数回出店していただいている状況です。

Q19	説明会の意見を踏まえ、市は今後どのように考えているのか。また、今後も意見を求め、意見を集約したものは公表し、周知をしてほしい。	A19	城北公園は、長年、市民の皆さんに親しまれ、支えられてきた魅力ある公園であるため、リニューアルにあたっては、地域の皆さんだけでなく、多くの来園者に満足していただけるような整備を進めることが重要であると考えています。現在、市民の皆さまから頂いたご意見については、来園者のニーズを勘案しながら、事業者との協議の中で一体的に検討していきます。また、検討した内容については、公園の掲示板や市のホームページで最新の情報を公表し、周知に努めていきます。
Q20	公園利用者アンケートの詳細（対象者数、年齢層、時間帯）を教えてください。	A20	公園利用者アンケートは令和2年2月に午前9時から午後5時の間で実施し、329名から回答をいただきました。その年齢層は、10代が約3%、20代が約7%、30代が約20%、40代が約20%、50代が約13%、60代が約18%、70代以上が18%となっています。
Q21	この事業は議会を通過しているのか。	A21	令和2年の2月議会において予算の議決をいただいております。また、令和2年度予算であることから令和3年2月議会で予算の繰越承認をいただいております。
Q22	公募条件として防災に関する提案を求めているが、どのような提案があったのか。	A22	城北公園は広域避難地として指定されていることから提案を求めた結果、飲食施設では、災害時に避難してきた際にはフードやドリンクの無料提供や、子育て支援施設ではフリースペースを避難所として提供することについての提案をいただいております。 また、非常時でも点灯、簡易充電が可能なソーラーライトの設置の提案がされています。
Q23	公募の基本コンセプトに対して、なぜ今回の事業者となったのか。	A23	「城北公園 Park-PFI 事業者選定委員会」において、公募の基本コンセプトに対しての事業の実施方針、事業実施体制、施設の設置計画、施設の管理運営計画、事業計画、価格提案などと合わせて審査していただいた結果、最も評価点が高い今回の事業者を選定しています。
Q24	なぜパブリックコメントを実施していないのか。	A24	市では、「静岡市市民参画の推進に関する条例」により、総事業費が概ね10億円以上または建設費3億円以上の施設（公園）の計画等を行う場合には、パブリックコメントを実施することとしていますので、今回の事業は該当しないため、パブリックコメントを実施しておりません。

Q25	<p>審査会の結果では僅差であったようだが、各評価者の具体的な点数を教えてください。公表できない場合には公表できない根拠を教えてください。</p>	A25	<p>審査会の結果について、各評価者の具体的な点数は公表できません。その理由ですが、審査会の評価にあたっては、各評価者が公正中立な立場で行い、評価の対象以外の事由に左右されることなく評価を行うことのできる条件を確保しなければなりません。各評価者がいかなる評価したのか明らかにすることは、選定されなかった不服や批判を評価者に向ける可能性があることから、静岡市情報公開条例第7条第4号に該当すると判断し非公開としています。</p>
Q26	<p>健康歩道や藤棚はどうなるのか。</p>	A26	<p>健康歩道は、老朽化に加えて、メーカー取り扱い中止でメンテナンスができない状況となっていることから、今回の整備で撤去を予定しています。</p> <p>また、藤棚は一部破損していることから安全点検した結果、早期に修繕が必要と診断されており、日本庭園にあるパーゴラも同じ診断がされているため、今年度あわせて撤去する予定です。</p>